プラスチックOURアクション実施要領

(目的)

第1条 ワンウェイプラスチック製品の提供中止や、プラスチック代替素材等を 使用した製品の製造・導入など、事業者等が行っている取組みを募集し、その 取組みを広く発信することにより、「海洋プラスチック問題」の解決へ向けた 気運の醸成を図ることを目的とする。

(募集する取組み)

- 第2条 「海洋プラスチック問題」に対して事業者等が行う、次のいずれかに該当する取組みを募集する。
 - (1) ワンウェイプラスチック製品提供の取り止め
 - (2) プラスチック代替素材等を利用した製品の導入
 - (3) プラスチック代替素材等を使用した製品の製造・販売
 - (4) プラスチック代替素材等の研究・開発
 - (5) その他、「海洋プラスチック問題」に対する取組み

(募集対象)

- 第3条 取組みの応募を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 県内で営業する小売事業者
 - (2) 県内で営業する飲食事業者
 - (3) 県内で営業するホテル・旅館事業者
 - (4) 県内に本社・支店を置く、プラスチック代替製品等の製造・販売事業者

(応募方法)

第4条 取組みの応募を行おうとする者は、プラスチックOURアクション応募 用紙(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(取組み内容の変更)

第5条 応募した取組み内容に変更が生じたときは、速やかにプラスチックOU Rアクション内容変更届(様式第2号)により知事に届け出なければならない。

(県民への周知)

第6条 知事は、ホームページ等により事業者等が行う取組み内容を紹介し、県 民に対し広く情報発信をするものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののぼか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、令和2年2月7日から施行する。